

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時
令和4年3月22日（火曜日）
午後10時1分開会、午後2時6分散会
（うち休憩 午前10時18分～午前10時19分、午後0時0分～午後1時1分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐藤ケイ子委員長、武田哲副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、岩崎友一委員、
神崎浩之委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、
鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、
橋場参事兼産業経済交流課総括課長、安藤定住推進・雇用労働室長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
伊五澤商工企画室企画課長、藤村商工企画室新産業育成課長、
阿部経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長、
小野ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
千葉観光・プロモーション室プロモーション課長
 - (2) 県土整備部
田中県土整備部長、加藤技監兼河川港湾担当技監兼港湾課総括課長、
小島副部長兼県土整備企画室長、
幸野道路担当技監、柚まちづくり担当技監、照井技術参事兼道路建設課総括課長、
川村県土整備企画室企画課長、菅原建設技術振興課総括課長、
菅原道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、
嵯峨都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、小野寺建築住宅課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第64号 2022年度最低賃金引き上げに関する請願

イ 受理番号第68号 令和4年度岩手地方最低賃金改正についての請願

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第35号 県営住宅等条例の一部を改正する条例

イ 議案第36号 県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例

ウ 議案第41号 県道路線の廃止に関し議決を求めることについて

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 おはようございます。ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第64号2022年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第68号令和4年度岩手地方最低賃金改正についての請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○四戸特命参事兼労働課長 受理番号第64号2022年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第68号令和4年度岩手地方最低賃金改正についての請願について参考説明を申し上げます。

お配りしております資料の1ページをごらんください。初めに、1の地域別最低賃金の決定方法については、本県においては、岩手労働局長が最低賃金法に基づき、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定することとされております。

次に、2の本県の最低賃金の状況についてであります。地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。なお、地域別最低賃金の表示単位は、就業形態の多様化などの観点から、平成14年度から時間額表示に統一されているところです。

次に、産業別の特定最低賃金についてであります。労働者または使用者の代表者から

一定の事業・職業について最低賃金決定の申し出があった場合に、岩手地方最低賃金審議会において審議が行われるものです。特定最低賃金の改正状況につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりとなっております。本県の最低賃金は、六つの産業に設定されております。このうち各種商品小売業と百貨店、総合スーパーにつきましては据置きとなっております。特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っていることから、これらの二つの業種につきましては、全ての労働者に適用される地域別最低賃金が適用される状況となっております。

資料の2ページをごらんください。地域別最低賃金の引き上げ額の目安は、都道府県の経済実態に応じてA、B、C、Dの四つのランクに分けられております。東京都、神奈川県等はAランク、本県を含む16県がDランクに位置づけられております。現在施行されている本県の地域別最低賃金は821円であり、全国加重平均では930円、最高額は東京都の1,041円となっております。

岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業者に対し年間を通して周知や指導を行っているほか、最低賃金額の改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする監督、指導を行っているとのことであります。

次に、3の国及び県の中小企業支援策についてありますが、国では、中小企業の相談窓口の開設、紛争解決の支援等を実施しております。また、本県においては、社会保険労務士会やいわて産業振興センターが受託して対応しております。このほか、業務改善助成金による企業の賃金引き上げの取り組み支援なども実施しております。県においては、産業振興や企業の収益力向上に向けた取り組みを強化することで、最低賃金も含めた地域の賃金水準の引き上げ額に反映されるよう努めているところです。以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○軽石義則委員 最低賃金は、いわてで働こう推進協議会でも人を確保する上で大事な一つの要件になっていると言われておりますので、この必要性については私も十分理解をしているつもりでありますけれども、県の中小企業振興策も進めていただいておりますが、これらについてお聞きしたいと思います。

まず、請願の中身について、わかる範囲でお答えいただきたいと思いますが、受理番号第64号、(2)の制度の改正を行うことという請願が出ております。最低賃金を年金支給額、下請単価、業者や農民の自家労賃などに連動させることとありますけれども、県として、最低賃金と年金支給額、下請単価等を含めて、比較したり検討できるような素材を持っているのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 そのような資料は持ち合わせておりません。

○軽石義則委員 年金は国で決める支給金額でしょうし、下請単価等についてはそれぞれの地域事情があると思います。業者や農民の皆さんの自家労賃などについても地域でそれぞれ特徴があると思いますので、それを連動させるというのはなかなか難しいのではないかと思います。その部分についてはどう考えますか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 明快なお答えはできないのですが、勤労統計調査等でさまざまな状態の賃金額等が出ておりますし、国でも県でもさまざまそういう調査等がありますので、今後農業者、製造業、さまざまところで働く方々の調査統計資料等を活用しながら進めていくことが必要ではないかと感じています。

○**軽石義則委員** 最低ラインを設けることは大事だと思いますけれども、これはそれぞれの地域特性や地域事情等があって、今の最低賃金の水準、法律になっているのではないかと思います。全国一律にすることも大事だと思います。なぜかという、底上げをするには上に近づけていかなければならないという点も大事なので、それは十分理解しますが、ただそれによって企業力、経営力が低下して、競争にどう打ち勝っていくかというところを見ていかなければならないのではないかと私は考えておまして、そういう意味ではやっぱり地域事情をしっかりと把握をした上で最低賃金と連動させていかなければならないのだらうと思います。

国の労働局から諮問されて最低賃金の審議会があるわけですが、その中で議論されている内容等は岩手県の中の議論ですので、県としてもある程度その内容を把握しておく必要があると思うのですが、その部分についてはどうなのでしょう。

○**四戸特命参事兼労働課長** 県の最低賃金審議会は傍聴が可能ということで、私も一度その審議の内容を傍聴させていただきました。やはり労働者側からは非常に賃上げの意向は強いのですが、このコロナ禍ということもありまして、使用者側からはなかなか厳しいといった県内の地域事情を踏まえた形の議論が繰り返さされていたと認識しております。今後もそういうことについて丁寧に情報収集しながら説明に反映してまいりたいと思っています。

○**軽石義則委員** しっかり確認していただいているということですので、それらを基に今まで施策をされてきているのだと私も思っております。国で決める基準ですので、県としてそこにどうかかわるかということになると、やはり働く県民の皆さんがまず安心できる制度に県としてどう支えていくか、また国にどう求めていくかというのはそこで議論されたことが参考になると思いお聞きしました。

岩手県では、県が締結する契約に関する条例がありまして、その中で特に言われております下請単価、またイの項目になってきますと、中小企業に対する大企業からのいろいろなプレッシャーといいますか、民間の契約の話ですので、行政がそこに介入することはなかなか難しいかもしれませんが、ただ法の枠で網をかけて、セーフティーネットをかけていくことも大事だと思うのですが、県が発注するいわゆる仕事、委託を含めて、最低賃金と比較して、どの程度の賃金、時間給であれば、どの程度のレベルで支払いされているのかというのは比較したことはあるのでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** そのような御報告はいただいているのですが、比較は今のところ持ち合わせておりませんが、法令違反につきましては過去一件もないところがあります。県の条例の理念として、契約の透明性や競争の公正性、価格以外の多様な要素

の考慮等によって、総合的に優れた計画、業務に従事する者の適正な労働条件を確保していくというスタンスに立っておりますので、最低賃金改定後にはその後の価格以上になっているかということはきちんと確認させていただいているところです。

○**軽石義則委員** それはしっかり確認させていただいていると思いますし、そうなりとの項目によるような事例は、県の発注する仕事においては無いという今の段階での認識であるということですね。

ただし、元請等の契約ではそういう状況かもしれませんが、下請、孫請、さらにその下になった際に、同じ県の仕事をしていても、契約上の問題でやっぱり元請と下請、孫請になると民間の契約ですので、なかなか介入できないというお話も聞くのですが、現場で仕事をしている皆さんにとってどうなのかという部分についてはどういう認識でしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 現在の報告の制度の中では、元請だけでなく、下請、孫請の賃金の状況はどうなっているかというところまで確認をさせていただいております。ただ、それ以上の確認のところはなかなか難しいところです。

○**軽石義則委員** 下請、孫請まで確認しているということであれば、県が発注する業務においては当然県内にはそういう状況はないと。ただ、県が発注する中では課題がないとしても、実際に県民全体の中で整理していくと、この最低賃金という制度がもしかして縛りになっていることもあるかもしれないし、他との比較において岩手県のレベルが低いがゆえに、県外に労働力が流出しているという話もこれまでされておりますけれども、ぜひそういう部分をしっかり確認した上で進めていくのが大事だと思いますし、そういう意味で請願もこのような形で出されてきていると思いますので、やられていることはしっかり県民の皆さんにも、県としてもこういう最低賃金にかかわる取り組みを進めているということを周知していただくことも大事だと思いますので、そういう意味で確認をさせていただきました。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。まず、受理番号第64号2022年度最低賃金引き上げに関する請願、この取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「一部採択」「採択」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 一部採択、そして採択の声がございました。

それでは、1項目ずつお諮りをしていきたいと思います。本請願については、項目によって意見が異なるようです。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとに採択を行うものでありますので、御了承願います。

○**神崎浩之委員** 休憩願います。

○佐藤ケイ子委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは、再開いたします。

初めに、本請願の中で請願項目の1の(1)のアを採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 全員起立であります。よって、請願項目の1の(1)のアは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の1の(1)のイを採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 全員起立であります。よって、請願項目の1の(1)のイは採択と決定いたしました。

次に、請願項目1の(2)のアを採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)のアは不採択と決定いたしました。

次に、請願項目の1の(2)のイを採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)のイは不採択と決定いたしました。

次に、1の(2)のウを採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。よって、請願項目1の(2)のウは採択と決定いたしました。

次に、請願項目の2を採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第68号令和4年度岩手地方最低賃金改正についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま一部採択及び採択と決定したこれらの請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。二つの請願は関連がありますので、意見書はまとめたいと思います。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の2の(1)、2の(2)は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは削除するというご意見でございます。

これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案をもって提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたします。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（2月分）についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○阿部経営支援課総括課長 県が商工指導団体と連携して毎月実施している新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査の令和4年2月分を取りまとめましたので、主な内容について御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料、表紙をおめくりいただきまして1ページをごらんください。1の回答企業数について、この調査では、幅広い業種の事業者に対し調査先をほぼ固定して定点観測的に調査を行っており、2月分の回答企業数は518社となっております。

2の経営への影響については、影響が継続しているが77.8%となっており、前月調査の77.6%と比較し0.2ポイントの上昇となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページの業種別では、影響が継続していると回答した割合が飲食業で97%、宿泊業が94%、小売業が89%となっており、これらの業種においては依然として厳しい状況が続いております。

1枚おめくりいただきまして、3ページでは、令和4年2月におけるコロナ禍前の同月

と比較した売り上げ実績の変化をお尋ねしており、ゼロから 20%減が 44.4%、21%から 40%減が 24.9%、41%から 100%減は合わせて 27.9%となっております。前月調査では、41%から 100%減の割合が 21.8%でしたので、6.1 ポイントの上昇となっております。

また、帯グラフで示している月別の推移では、1 月以降売り上げ減少割合の大きい回答、グラフの右側から赤、黄色、緑の部分が増加傾向にあります。

また 1 枚おめくりいただきまして、業種別に見ますと 41%から 100%減と回答した割合が宿泊業が 63%、飲食業が 46%、運輸業が 33%となっており、これらの業種においては依然として厳しい状況が続いております。

1 枚またおめくりをいただきまして、5 ページであります。今後の売り上げの見込みにつきましては、ゼロから 20%減が 46%、21%から 40%減が 29.2%、41%から 100%減は合わせて 21.6%となっております。前月調査では、41%から 100%減の割合が 21.5%でしたので、0.1 ポイント上昇しております。

また、帯グラフで示しております月別の推移では、売り上げ実績と同様に 12 月以降売り上げ減少割合が大きい回答、赤、黄色、緑の部分が増加傾向にあります。

1 枚をおめくりいただきまして、6 ページであります。業種別では、41%から 100%減と回答した割合が宿泊業が 59%、飲食業が 38%となっており、これらの業種では 3 月以降においても厳しい状況が続くと見込む事業者の方が多い状況であります。

また、12 ページに飛んでいただきまして、7 の国や県等への支援策の要望につきましては、①の景気回復施策が最も多く、次いで②の資金繰り支援、⑨の原油高に対する支援と続いております。

14 ページに飛んでいただきまして、9 の自由記載では、オミクロン株による感染拡大の影響や原油高、原料高による影響のほか、混沌とするウクライナ情勢による経済への影響などを懸念する意見が寄せられており、さらなる県内経済への影響が心配されるところであります。以上で直近の影響調査の説明を終わります。

○四戸特命参事兼労働課長 第 11 次岩手県職業能力開発計画の策定につきまして、お配りしております資料の 1 枚目、第 11 次岩手県職業能力開発計画の策定について、別紙 1 の第 11 次岩手県職業能力開発計画概要により御説明をいたします。別紙 2 につきましては、本日は時間の関係もありますので、後で御参照いただきたいと思います。

1 の計画の背景についてでありますけれども、この計画は職業能力開発促進法第 7 条第 1 項の規定による都道府県職業能力開発計画であり、国が令和 3 年 3 月に策定した第 11 次職業能力開発基本計画に基づく計画であります。

岩手県職業能力開発計画は、労働者の職業能力開発を促進するため、昭和 46 年度から 10 次にわたりまして策定しており、種々の施策を展開してきたところであります。

2 の策定の方針についてでありますけれども、国の職業能力開発基本計画を踏まえつつ、いわて県民計画(2019~2028)、いわて I T 産業成長戦略、いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針等の各種戦略と整合と調和を図りながら、職業能力の開発及び向上を推進

するものです。

この計画の狙いは、人口減少社会、ソサエティー5.0の実現への潮流等の中で、本県が振興する産業の発展を担う人材の育成を図るとし、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5カ年であります。

3の策定経過ですが、計画の策定に当たっては、岩手県職業能力開発審議会において3回の審議を行ったほか、岩手労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構、職業訓練法人などの関係機関からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集を行ったところであり、これらによる御意見を踏まえた内容としております。

それでは、計画の概要を説明いたします。別紙1の1ページをごらんください。第1の総説であります、冒頭の説明と重複いたしますので、省略いたします。

次に、第2の第10次岩手県職業能力開発計画の成果と課題であります、第10次岩手県職業能力開発計画では、人口減少社会に立ち向かい、被災地の産業の復興や本県が振興する産業の発展を担う人材の育成を図るを狙いとして、六つの項目を柱として掲げ、取り組みを推進してきたものです。

次に、1ページの下第3の職業能力開発をめぐる環境の変化であります、1の労働市場の現状と変化について、本県の有効求人倍率は、平成25年度以降1倍を超えている状況にあります。建設、土木など特定の分野では、人手不足が深刻となっております。

加えて、2ページ、左上の労働の供給面の変化と課題についてですが、本県は全国に先立って人口減少社会に移行しており、これに伴い生産年齢人口も減少の一途をたどっております。

次に、2ページの下をごらんください。第4の職業能力開発の方向性であります、職業能力開発をめぐる環境の変化を踏まえ、国の第11次職業能力開発基本計画に沿って、産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進、全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進、労働者の自律的・主体的なキャリア形成の推進、技能継承の促進、職業能力開発施設等における産業人材の育成の推進の五つの方向性を掲げております。

次に、3ページをごらんください。これら五つの方向性に基きまして、第5に職業能力開発の基本的施策について記載しております。1の産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進におきましては、IT人材の育成を強化するとともに、ITや新たな技術を活用した職業能力開発等の推進やものづくり産業人材の育成強化などを行います。

次に、2の全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進においては、非正規雇用労働者、若年者など、個々の訓練ニーズに応じた施策を展開します。

次に、4ページをごらんください。3、労働者の自律的・主体的なキャリア形成の推進においては、労働者が時代のニーズに即したスキルアップができるように、キャリアコンサルティングの推進と自律的・主体的な学びの支援を行います。

次に、4、技能継承の促進においては、技能競技大会等への参加促進などによる技能の

継承・発展、卓越技能者表彰の実施や技能競技大会の開催支援などによる技能尊重気運の醸成に努めます。

最後に、5の職業能力開発施設等における産業人材の育成の推進におきましては、産業技術短期大学校などの県立職業能力開発施設や国の職業能力開発施設、職業訓練法人などにおいて産業人材の育成の推進を図ります。

以上の施策につきまして、事業主、国、高齢・障害・求職者雇用支援機構、県職業能力開発協会、関係機関、団体などと密接な連携の上、推進していくものです。以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○岩崎友一委員 ただいま御説明いただきました新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査の関係で1点だけです。状況はこのとおりで、依然として事業者は厳しく、さらに、原油の高騰等によってかなり経費がかかっている、売り上げだけではなくて利益率を考えたときにもかなり厳しいと。そういった中で、先ほど請願でもありましたけれども、最低賃金は事業者としても上げていかなければならないということで、事業者を取り巻く環境は非常に厳しいと思います。

確認なのですが、この原油高は県民生活にも大きな影響を与えていますし、商工業だけではなく、農林水産業も絡んでくると思うので、県全体の方針というか、何をすべきかということについても横断的に検討すべきだと思うのですが、現段階で全体での取り組みというものは行われているのでしょうか。

○伊五澤企画課長 事業者を取り巻く厳しい環境、コロナ禍、またロシアのウクライナ軍事侵攻による原油高、あと最近では地震もありましたけれども、企業にとって逆境となるようなさまざまな状況が続いているところであります。新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査については当然全庁でも情報共有を図りながら県の施策に生かしているところでありますし、今既に原油高になっていますけれども、ロシアのウクライナ侵攻に伴いさらなる原油高が懸念される場所です。こういうところも復興防災部を中心として庁内で情報共有を図って、商工労働観光部、それから農林水産部において、県としてどういことができるかを考えているところであります。

○岩崎友一委員 どういった検討をしているのか、もう少し具体的にお示しをいただければと思います。

○伊五澤企画課長 検討状況ではありますが、例えばロシアのウクライナ侵攻に伴う影響につきましては、やはり原油高などエネルギー関係に影響が強く出ることが懸念されております。したがって、こちらについては全国的に強く影響を受けているものでありますので、例えば原油供給体制の確保による原油価格の安定化、あるいは少し具体的になりますけれども、トラック、貨物自動車運送事業者における燃料サーチャージ制度導入といった必要な対策を全国知事会を通じて国に求めていくといったことを考えているところであります。

○**岩崎友一委員** 県としてではなくて、全国的にということですね。原油高に関し、やはり非常に厳しいということで今我々が基本的に自由民主党本部とやり取りしているのは、トリガー条項の発動です。ただ、軽油引取税は地方税ですから、発動されることによって岩手県としては74億円程度が減収する見込みです。その減収する分に関しても、国でしっかりと特別交付税で面倒を見てもらうというのがベストな形だと思うので、我々が目指している姿ではありますけれども、いつそれが発動され、いつ補填されるかという制度設計にもかなり時間がかかりますので、そういった部分では本当にこのまま長期化するようであれば、事業者の体力もかなり弱っていますので、県としてもぜひ動きを見せてほしいと思います。この原油高に関しても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、俗に言うコロナ交付金の活用も認められていますから、そういった部分もしっかりと活用していただきながら、県のコロナ交付金の残額が少ないのもわかっており、さらなる配分もしっかりと要請はしますが、その辺も含めて、県として倒産するような事業者が出ないように支えられる部分はあらゆる制度を活用してもらって、取り組みを進めていただきたいと思いますので、何か所見があればお伺いして終わります。

○**岩渕商工労働観光部長** 今年明け以降の第6波、それに原油高、資材高騰、さらにロシア・ウクライナの情勢という、いろいろなことが多重的に重なって、どんどん事業者が厳しい状況になっております。そういう中で、先日の予算特別委員会でも答弁させていただきましたけれども、必要な対策は取っていかねばいけないということで、その中でもどういうものが必要かということについて、庁内的に検討を進めております。

今できることは早急にやるということでありまして、いろいろな部局がありますけれども、農業を含めた経済対策等については政策企画部が中心になって取りまとめた上で、伊五澤企画課長が答弁したとおり、大規模な事業になるものについては国に対して全国知事会等を通じて働きかけるとともに、交付金の増額要望をしっかりとやって、その上で国の動き、増額の動きなど見ながら、県でもしっかりと対策を考えていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** コロナ禍は3年目に入っているわけですがけれども、東京都の銀座にあるいわて銀河プラザのアンテナショップの運営状況についてお聞きしたいと思います。

○**竹花地域産業課長** いわて銀河プラザの利用状況と課題についてですが、令和3年度の2月末までの利用実績は、購買客数が14万9,000人余で、昨年度比で121%、コロナ禍前の令和元年度比では73%の水準となっています。また、令和3年度の2月末までの売り上げ実績は3億8,400万円余で、昨年度比で116%、コロナ禍前の令和元年度比では83%の水準となっています。

いわて銀河プラザの現在の課題ですが、コロナ禍によって落ち込んだ来店者、売り上げの回復は、販売プロモーションのデジタル化への対応が課題となっています。こうしたことから、今年度は民間企業から協力をいただき、大型ビジョンなどのデジタルデバイスを導入し、オンライン中継による県内生産現場からのお取り寄せサービスや企業等のコマー

シャルの放映など、新たな取り組みを開始しました。また、いわて銀河プラザから直接お客様にインターネット通信販売を行ういわて銀河プラザオンラインストアを拡充するなど、デジタル技術を活用した取り組みも開始したところです。

○**工藤勝博委員** いわて銀河プラザは東日本大震災津波のときは都内の皆さんから大変御利用をいただいて、多いときは8億円ぐらいの売り上げがあったと記憶しております。それから大分売り上げ金額も低下していますが、岩手県の県産物の一番のアンテナはそこにあると思うので、立地条件も大変いい中で何か一工夫も必要だろうと思いますし、物販ばかりではなく、U・Iターンの相談窓口もあるということで、そちらの状況はどうでしょうか。

○**竹花地域産業課長** U・Iターンについても、非常に好調に動いておりますけれども、今年度は特に大型ビジョンを導入して現地とのU・Iターンのサービスを直接お客様に見ていただくような取り組みも開始しております。今後になりますけれども、観光、移住定住等々につながるような取り組みを、新しいデジタル技術を導入して進めてまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 運営の状況は指定管理でしょうか。民間の活力という話がありますがけれども、その辺の運営状況もこれから大分重要になってくるだろうと思います。どういう方向で進むのでしょうか。

○**竹花地域産業課長** いわて銀河プラザの運営につきましては、開設以来岩手県産株式会社へ委託をしまして、民間力を活用した運営に取り組んでいるところであります。

○**工藤勝博委員** 岩手県産株式会社では多方面にアンテナを高く張り巡らしていると思いますけれども、県産品のよさをさらに高めるために必要だろうと思いますが、4年前に議員連盟でもいわて銀河プラザを視察させてもらいましたけれども、そこに行って初めて、我々も県産品はこんなにあるのかということを感じてきたわけです。それ以上にやっぱり都内の人たちは、全国各県のアンテナショップが東京都にありますので、より岩手県の魅力、そしてまた岩手県に移住したい方などいろいろな方がいると思うので、その辺の情報もより素早く、岩手県のよさ、魅力を発信してほしいと思います。

大阪府と福岡県にもありますけれども、そちらの状況はどうでしょうか。

○**竹花地域産業課長** 初めに、大阪府の青森・岩手ええもんショップの利用状況ですが、令和3年度の2月末までの利用実績は購買客数が3万8,000人余で、昨年度比111%、コロナ禍前の令和元年度比では86%の水準になっております。また、令和3年度の2月末までの岩手県分の売り上げ実績は4,100万円余で、昨年度比で156%、コロナ禍前の令和元年度比では125%の水準になっています。

次に、福岡県のみちのく夢プラザの利用状況についてですが、令和3年度の2月末までの利用実績は購買客数が8万6,000人余で、昨年度比130%、コロナ禍前の令和元年度比では83%の水準になっています。また、令和3年度の2月末までの岩手県分の売り上げ実績は5,400万円余で、昨年度比で128%、コロナ禍前の令和元年度比では81%の水準にな

っています。

○**工藤勝博委員** 大阪府、福岡県は、他県より若干実績が少ないようではございますけれども、その土地によってもまた捉え方が違ってくると思うので、東北地方のよさをさらに高めるようにしていただければと思いますし、いずれコロナ禍が落ち着いたり、人の流れが出始めたら、またアンテナショップもより魅力が出てくると思うのですけれども、中には東京都内のアンテナショップを閉鎖しているところもあるようですので、その辺も十分考慮しながら、いわて銀河プラザを初め、しっかり運営できるような仕掛けをしていただきたいと思います。

○**神崎浩之委員** なかなかはっきりした答弁ができない内容かもしれませんが、明るい未来に向かってお答えいただきたいと思うのですが、ロシアの軍事侵攻に伴い県内の産業が心配であるということです。今までのコロナ禍でも、自動車や半導体分野は何とか元気だということだったのですが、原油高、それから今回はロシアのウクライナ侵攻ということで、じわじわと影響を受けています。たまたま私の一般質問の前の日がロシアの軍事侵攻で、知事に所感をお聞きしたということもありました。それから、前回の常任委員会でもこの質疑を通告していたのですが、自主隔離しており答弁をいただく機会がなかったので、あわせてお伺いしたいと思います。

ロシアの軍事行動に伴う県内産業へのエネルギーについての影響ということで、直接的、間接的な影響と、あとはシベリアのこともあるので物流の関係で、直接的な影響、それから世界の原油相場ということもありますから、エネルギー関係への影響について伺います。

それから二つ目は、岩手県とロシアとの輸入、輸出の状況について、直接何か出入りしているものがあるのかどうか、それから間接的にはどういう影響があるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、三つ目が資材の調達ということで、直接やり取りがあるのか、それから間接的にはどういう影響があるのかということを知りたいと思います。

○**伊五澤企画課長** ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー分野での県内産業への影響についてであります。既に原油や天然ガスも価格が高騰しているところではあります。資源国であるロシアは、原油では世界2位、天然ガスも世界2位の産出量を誇っております。ロシアへの経済制裁などを要因に、直接的に県内の事業者でそういったエネルギーを輸入しているところがあるという情報は入っていないのですけれども、間接的なところでは、高騰している光熱費や燃料費がさらに上昇して、製造業や運送業など県内の幅広い産業において利益が圧迫されることが懸念されるところであります。

次に、県内産業とロシアとの取引状況でありますけれども、本県とジェトロ盛岡が共同で行った県内の貿易に関係していると思われる企業に対して行ったアンケート調査によりますと、令和2年度の本県からロシア及びC I S ― 旧ソ連を構成していたウクライナを含む12カ国で構成する独立国家共同体であります。これらへの主な輸出品目は輸送用機器、いわゆる自動車及び自動車用部品であり、その輸出金額は6,000万円余でありまして、

県内から海外への本県輸出金額全体が 961 億円余、これに占める割合として 0.063% となっております。

また、ロシア、C I S から本県への主な輸入品目は石炭等の鉱物、それから木材でありまして、輸入金額は 24 億 6,000 万円余で、海外から本県への輸入金額全体の額が 374 億円余、占める割合としましては 6.6% となっております。

このように、本県のロシア、C I S への輸出金額は限られておりまして、現時点では影響は限定的と考えられますが、紛争が長期化した場合は世界経済、特にロシアと取引が多い欧州の景気が冷え込むことによって、自動車を初めとした販売面への影響が懸念されるところであります。

それから、県内企業の資材調達への影響についてであります。ロシア等から本県への主な輸出品目は石炭、木材等であるところ、本県の企業からは資材調達に影響が発生しているとの情報は現時点では入っておりませんが、今後この紛争、ロシアへの経済制裁が長期化した場合は、やはり調達価格の高騰や品不足が懸念されるといった声を多く伺っております。

○神崎浩之委員 海外の関係ですから調査が大変だと思いますけれども、今後も推移を見ていただきたいと思えます。

そば粉とかは世界の 3 割ぐらいを占めるということです。それから、たばこについても、日本たばこ産業株式会社はやはりロシアで 1 番だということで、どういう影響が出るか心配しております。小麦粉が世界的に足りなくなってくると、県内にある製粉、製麺、パン屋、菓子店など、結構大打撃になって、レストランも含めて中小の小売店も直接的、間接的なダメージを非常に心配しておりますので、推移を見守っていただきたいと思っております。

それから次に、いわて旅応援プロジェクトのクーポン券の関係で、国から岩手県にどんどん予算が来ますので、そこから何かつながるような施策、それから裾野が広がるような展開をしていただきたいと思っております。旅館、ホテル、クーポン券もいいのだけれども、幅広いその先につながるようなことがないかと思っておりました。

一つは、クーポン券対象店のさらなる拡大。今後恐らく全国でも徐々に始まってくると思うので、ポスターも少し剥げてきたりしているところもあって、今切りかえで非常に微妙な時期だということはわかっているのですけれども、飲食店やコンビニ以外にもどんどん広げていって、今まで 2,000 円に届かないようなお店にも使えるようなさらなる工夫をしてほしいということです。

それから、3 年前もそうだったのですけれども、花巻市でペイペイのポイント還元をやって結構好評で、一関市もまねをして好評でした。クーポン券はクーポン券なのですけれども、例えばペイペイは、ペイペイの会社が一生懸命いろいろな小売店に売り込みをかけて、魚屋から大工から葬儀屋までペイペイを使えるのです。ですから、チケットの登録店以外にも、ちょっとした八百屋でも何でも使えるというのは、非常に範囲が広いと思っておりましたので、市町村でやるべきものなのか、県でやるべきことなのかということもある

のですが、その辺のもう少しこれにつながるような施策というのを展開できないかと。クーポン券だとちょっと敷居が高いのです。だから、本当に地域で頑張っている小さい店舗も使えるような展開ができないかということでお聞きしたいと思います。

○千葉プロモーション課長 クーポンの再拡大についてであります。クーポン券を配布する場合は、国の補助金交付要綱で、本来の目的とは異なる使用を防止する工夫をすることとあります。それを踏まえて、いわて旅応援プロジェクトでは、例えば税金などの行政機関への支払いや公共料金などの日常生活の支払いといったものは対象外となっています。そういった点に留意しつつ、いわて旅応援プロジェクトのクーポンを幅広く使っていただくように、観光施設とか土産物店、交通事業者、飲食店など、3月17日現在では3,158の店舗と施設で利用が可能となっているところであります。

クーポンの利用対象店は随時事務局で受け付けをしているところですが、今後ブロック拡大等が見込まれておりますので、改めてプレスリリースやホームページ等で広く周知を図りまして、コロナ禍で影響を受けている事業者の売り上げの回復につなげてまいりたいと考えております。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 神崎浩之委員からお話のありましたペイペイの関連で答弁申し上げます。県では今般、令和4年度の当初予算案に飲食店・商店街利用促進費補助を計上しており、飲食店の組合や商店街が利用促進に資する事業、例えば組合加入店で使える割引クーポンなどの取り組みに対して費用を支援していくこととしております。御提言のありました件については、この補助の募集を行うときに取り組みの例として示すなどして参考にしていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 一般の中小企業支援策もいいのですけれども、せっかくあふれるくらい国から予算が来ているので、何かそれにあわせるような仕組みができないかと思っているので、そこは検討いただきたいと思います。

それから最後に、商工分野でのDXの活用について、これは企業が結構求めている、この前岩手銀行の担当の方に聞いたら、研修会をやってほしい、どうすればいいのだといった相談が来ているらしいのです。ですので、まず商工労働観光部内でDXをどのように活用していくのか、それから民間のDXは政策企画部の情報化の部分でやっているのだけれども、実際そういう企業や団体の窓口に設定しているのは皆さんなので、こういうことで県内、民間のDXを進めたいと思っているとか、それから皆さんと民間とのDXの活用についてはどのように思っているのかお伺いしたいと思います。

○藤村新産業育成課長 商工労働観光分野でのDXの支援についてでありますけれども、県では令和4年度当初予算案に商工観光分野でのDXを進めるために、新たにものづくり企業の生産現場におけるデジタル技術の導入、活用による生産性向上の促進、中小企業のデジタル化に向けた各種支援策とのマッチング、商業・サービス業のデジタル化を推進するための普及啓発や専門家派遣、新しい生活様式に対応したECサイトの活用による地場産品の販路拡大、観光分野のデータ分析やマーケティングを行う体制づくりなど、さまざま

まな分野におけるDX推進の施策を盛り込んだところであります。

続きまして、民間でのDXの現状でありますけれども、さきに岩手経済研究所が県内企業に調査を行いまして、その結果、デジタル技術の活用に取り組んでいる企業が全産業で49.4%でありました。それから、DXと明示して取り組んでいる企業は全体の7.8%であります。デジタル技術の活用に取り組んでいない、もしくは取り組めていない主な理由といたしましては、活用方法がわからないが47.7%、活用したいが人材が不足しているが41.0%に上っております。これらがデジタル技術の活用を阻む大きな要因と考えております。さらには、活用する必要がないと答える企業が25.6%と、そもそもデジタル技術活用のニーズを感じていない企業もあることから、よりきめ細かい支援が必要と考えております。そうしたことから、ものづくり産業だけではなくて、商業・サービス業、地場産業、観光業、それぞれの取り組みを進めるものであります。

それから、県が民間と連携してDXを進めるということにつきましては、令和4年度は県内の行政、商工指導団体、それから金融機関、高等教育機関などの支援をする側の関係機関がネットワークを構築いたしまして、デジタル化を阻む課題やその解決のための支援策を共有いたしまして、中小企業のデジタル化に向けた伴走型支援を強化いたします。それによってさまざまな企業活動のデジタル化を促進いたしまして、地域全体で生産性向上につながる取り組みを行うこととしております。具体的には、ネットワークにコーディネーターを配置いたしまして、企業の課題に応じて最適な解決の手法や支援策を提案する仕組みをつくりまして、支援者側もITスキル向上のための研修を行いまして、相談対応力の強化を図ることとしております。

○神崎浩之委員 本会議でも話したのですが、ことし1月の一関商工会議所の新年会で、会頭がこれからはDXだと中小企業の人たちに声をかけていて、実際にそうは言うけれども、よく中身がわかっていないということがあります。ただ経済の打開のためにDXにすがるという風潮にどンドンなっていて、商工団体から要望、ニーズが高いようなので、政策企画部が担当だと投げないで、専門家派遣をするなりぜひ皆さんで対応していただきたいと思っておりました。

デジタル化とDXは違うので、まず今やっている仕事を楽にするのだ、そのためにデジタル化しましょうよという声がかからして、それをつなげていきましょうというふうなことでやっていただければいいし、先ほど取り上げたいわて旅応援プロジェクトも登録が遅いですね。登録してもホームページに反映されるのが遅い、クーポン券も遅い、それから見づらいということで、こういうのもまさにデジタル化、DX化に全然なっていないのではないかと思います。

おととのペイペイは、ペイペイに登録した店がペイペイのマップでわかるということ。だから、自分がペイペイに登録していれば、その近辺でペイペイが使えるお店がマップで出てくる。これがDXですね。登録はデジタルでやっておいて、あとはマップとくっつけて、例えば盛岡市に行っても、久慈市に行っても、八戸市に行っても、わざわざ県のホ

ームページで更新が遅いリストを見なくても、ピッとやればヒュッと使える。こういうのがDXだと思うのです。DXか何だかわからないけれども企業はすごく求めているのです。最初の窓口は皆さんだと思いますので、何とかそういうことで対応していただきたいと思います。

○**軽石義則委員** 職業能力開発計画で確認です。まず、策定過程の中に関係機関・団体意見聴取、パブリックコメント意見2件とあります。この詳細についてわかれば教えていただきたい。

○**四戸特命参事兼労働課長** 御意見につきましては、審議会が3回開かれておりますけれども、審議会のメンバーの中には職業訓練法人の方や大学の方、組合員の方ということで、さまざまな労働関係に携わる方々から現場の声としていろいろいただいております。

また、パブリックコメントは2件だけだったのですが、求職者支援制度と給付つき職業訓練について、機材を入れたほうが良いというような御意見をいただいたところでしたが、給付つき職業訓練等の中身に入っているものでしたので、参考の意見とさせていただきます。具体的にどのように進めていくのだとか、このように進めたほうが良いというような御意見はいただいているところではありません。

○**軽石義則委員** なぜお聞きしたかといいますと、まさに策定方針には人口減少社会、またこれから振興する産業の発展とうたわれているのですけれども、自動車、半導体を中心としたものづくりということでどんどん進めていただいていることは私も実感するし、そこにいろんな面で労働力が集中していくのだと思います。ただ、これまでもずっと話してきましたけれども、限られた労働人口の中で、そこに集中してしまったときに、生活する上で必要な技術を培い、仕事をしてくれる産業が衰退していくことになってはいけないのではないかとということで、職業訓練施設でやっていただいている仕事は、まさに生活の下支えといいますか、日常生活に確実に必要とところが多いのではないかと考えているのです。そういうことが声として上がっているのかどうかを確認したくてお聞きしたのですけれども、その部分はどうですか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 軽石義則委員がお話しのとおり、職業訓練施設で学んでいるのは、本当に私たちの生活になくってはならない下支えの部分であります。高校生が減っているところでもありまして、最近入学生が少し減少しているのですが、そういったところをもっと宣伝して、社会の基盤になる人材育成を支えてほしいという御意見をいただいているところであります。

○**軽石義則委員** そういう声があるとすれば、この職業能力開発計画期間の5年間の中でどう実践していくかということが大事だと思いますけれども、一部の例で言えば、自動車産業は車をつくってどんどん仕事をしているのですけれども、車を直す人がほとんど就職してくれないと。車はどんどん広がってかなり高度化していて、実際岩手県では自動車産業がメインだといってつくってはいるのですけれども、販売店や自動車工場は次の世代をつくることができているので、その岩手県で車を修理できないような状況になってはど

うなのかという声は最近多く出始めております。そういう部分にしっかり視点を当てている計画であるのかどうか。国が主体的に予算も人も多く持っているので、この職業訓練には国の支援もなければできないことが多くありますけれども、ただ岩手県としては、岩手県の中で県民生活に支障が出ないような職業能力開発計画にしていかなければならないという思いでお聞きしています。特に人材育成の推進の中では、再編整備計画の訓練環境の整備とか、職業訓練指導員の育成とかとうたわれています。でも、実際見ますと、職業訓練をする施設は非常に老朽化しておりますし、そこで勉強したことは現場で即実践できるような訓練になっているのかどうかというの、全てとは言いませんが、ちょっと施設の能力的には現状に合っていないのではないかと。となれば、設備投資の額もかなり出てくるのではないかと思いますし、また指導する指導員も、ベテランは多いのですけれども、ベテランがいなくなったときに次の指導者をどうしていくかという現場の話もあります。

なので、これまでも提案してきましたけれども、企業の社内教育機関に岩手県に来ていただいて、そして県や国と連動して県立高校の専門校の価値も連動して高まっていくというふうに、専門部はもう既にそういう連動もされているようだけれども、そういうものにつながっていく計画であってほしいと思っております。そういうことがあれば、やはり岩手県は住みやすい、暮らしやすい、働きやすいにつながっていくのではないかと思いますけれども、そういう各主要産業と言われるところの企業内研修センターといいますか、学校といいますか、そういうものの誘致などについてもこの計画の中では議論されているのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 いろいろ御意見ありがとうございます。まさに先ほどの自動車整備に関しての例を取らせていただきますと、55人なのですけれども、本当に引く手あまたで、県内の就職ですけれども、県外にも人材が流出しているところであります。どの施設も老朽化しておりますして、いろいろな学科再編も今このままでいいのか、これからの岩手県のものづくり、また生活の基盤を下支えする人材育成として、どういうカリキュラムが必要なのかというところは、今喫緊に検討をしなければいけないところであります。

先ほど企業の研修施設というお話がありましたけれども、つい先日は逆に自動車関係の整備の会社の団体の方から、なかなか会社ではつくれなくなっているの、行政でまた別に自動車整備の学校を岩手県につくってくれないかというような話をいただいたこともありました。自動車関係の方からは新しい設備をとということで、最先端の車なども提供していただきながら訓練環境を整備しているところであります。軽石義則委員のお話等もありますので、いろいろな再編の参考にさせていただければと思います。

○軽石義則委員 そういう意味で連携が大事だと思いますし、この資料は少ししか見ていないのですけれども、技術職、技能職という大きいくりで不足しているという表現なのです。もっと言えば、大工が足りないのか、建築士が足りないのか、車で言えばいわゆるメカニック、そういう人たちが足りないのかという詳細な資料を持っているのであれば、そういうものをしっかり見えるようにしてもらえば、さらにそれぞれの業界においても意

識していただくことが大事だと思っております、業界も先ほどお話しのとおり、自分たちもやるので、行政はその支援をしてくれとか、そういうものにつながっていくのではないかと思います。全てをお願いされて、全てできるわけではないというのも現実だと思っておりますので、そういう詳細なところを示すことによって、何が連携できるか、どうしていけばいいのかというものにつながっていくと思いますし、この5年間の職業訓練の計画は、岩手県の将来にとってかなり大事な、人材育成の一番の計画になってくるのではないかと考えておりますので、岩渕商工労働観光部長の熱い思いを聞いて終わります。

○**岩渕商工労働観光部長** 軽石義則委員からお話のあった民間との人材育成の連携はすごく大事だと思っております、例えば建築の関係ですと、実際今民間の住宅メーカーが高校生を採用して、そこで技術を教えたりしているのが主になっていて、では高等技術専門校はどうやってやっていくのだという対応も必要になってきます。

あと、自動車関係ですと、今自動車整備士の養成をしていますけれども、電気自動車かになっていくと、またそれも教えることなどが難しくなってきます。トヨタ自動車東日本株式会社だと、大衡工場に学校を持って、岩手県からも生徒が行って学んだりしているという動きもありますので、簡単ではないと思うのですが、民間と連携してさまざまな必要な人材を育成していくという視点は大事だと思っておりますので、ニーズなどをしっかり見きわめながら、引き続きいろいろ話を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○**佐藤ケイ子委員長** これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第35号県営住宅等条例の一部を改正する条例及び議案第36号県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 議案(その3)の43ページをお開き願います。議案第35号県営住宅等条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨は、県営住宅の入居者資格について特に居住の安定を図る必要がある者の範囲を拡大するなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、まず(1)、県営住宅の入居者資格について特に居住の安定を図る必要がある者の対象範囲を拡大することについてです。箱囲みの中、表の部分をごらん願います。県営住宅に入居できる収入の基準は、月収15万8,000円と定められておりますが、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など一定の世帯は、裁量階層として21万4,000円まで入居可能としているところです。この裁量階層につきまして、社会の変

化や公営住宅の役割を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する支援の一環として適用範囲を見直すものであります。具体的には、まず子育て世帯の定義について、従来未就学児までとなっていたところを高校生程度、18歳を迎える年度末までの子がいる世帯に拡大し、さらに妊婦のいる世帯を追加するものです。

次に、議案説明資料の2ページをごらん願います。(2)、県営住宅の入居者資格に係る成年の取り扱いについて所要の改正をすることについてです。過去に県営住宅等の明け渡しの請求を受ける原因となった行為をした者のうち、当該行為時点で成年だった者は、明け渡しのあった日から2年間は入居できないこととしているところであり、ここでいう成年は婚姻により民法上成年とみなされる者も含むこととされております。今般民法の一部改正による成年の引き下げに伴い、婚姻により成年とみなされる成年擬制の制度が廃止されることから、明け渡しの原因となった行為をした者の成年の取り扱いについて、本条例においても成年擬制の規定を削り、当該行為による入居者資格の制限は成年に限ることとするものです。

次に、3、施行期日等についてですが、令和4年4月1日から施行することとした上で、必要な経過措置を設けることとしております。まず、新規入居に係る入居者資格については、施行日以後の入居申し込みから改正後の規定を適用することといたします。また、改正民法の経過措置に準じ、本条例においても経過措置を講ずることといたします。

次に、お手数ですが、議案(その3)の45ページをお開き願います。議案第36号県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨は、県営特定公共賃貸住宅の入居者資格に係る成年の取り扱いについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容ですが、先ほどの県営住宅等条例と同様に、民法の一部改正に伴い成年擬制の規定を削るものです。

3、施行期日等につきましては、令和4年4月1日から施行することとした上で、県営住宅等条例と同様に、改正民法の経過措置に準じ、本条例においても経過措置を講ずることといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 議案第35号ですけれども、今回高校生程度の子がいる世帯と妊婦のいる世帯ということで、収入月額範囲の中で延長できるということですが、子供がふえていけば、必然的に支出がふえていくわけなので、収入をふやさないと子供を育てられないというのは現実ではないと思うのですけれども、収入が上がれば、今度は収入超過世帯になって、家賃がどんどん上がっていくのではないかと思うのですけれども、1人、2人、3人と子供をどんどん家庭の中にふやして、県営住宅だから家賃がある程度保証されるので、子供も多く持ちたいという考えにもなっていくのではないかと思うのですけれど

ども、これをせっかくやるのだったら、高校生までや妊婦のいる世帯だけではなく、どんどん子供を多く持てるような制度にしていったほうが現実的に合うのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 子供がふえることに伴いまして、当然家庭の支出はふえるという形になります。県営住宅の家賃の算定におきましては、子供1人につき、収入から差し引かれる控除額というのは決まっております。それが1人であれば一定、2人であればさらに引かれる、3人であればまたさらに引かれるという形になっておりますので、現在の制度上は子供がふえても出費が多分にふえるという形ではないかと思えます。

ただ、軽石義則委員から御指摘ありましたとおり、子供をふやすというような施策の中でどのような形にしていったらいいかというのは、公営住宅制度の中で今後検討してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** そうすると、この収入月額から子供の数によって、いわゆる引かれたものがこの月額になるという解釈でいいのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** そのとおりでありまして、1人であればこれぐらい、2人であればさらにこれぐらい、3人であればこれぐらいという形で、子供がふえる都度、控除される額もふえるという形になります。

○**軽石義則委員** ちなみに、その金額というのは世帯によって違うのでしょうか。1人につき一定額で引かれるのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 控除額につきましては、お子様1人について幾らと一定の額であります。

○**軽石義則委員** 額とすれば幾らなのですか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 調べて後ほど答弁させていただきます。

○**軽石義則委員** 今度高校生までとなれば、出費もかなりかさんでくるはずですし、新たに子供がどんどんふやしていける環境におければ一番いいと思って今聞いています。先ほど、法律にもよるのでしょうけれども、検討していくと。まさに公営住宅法そのものが何年に制定されたかということも、当然その上でやっていると思うのですけれども、たしか昭和初期の法律ではなかったかなと思うのです。途中で変わっているかもしれませんが、まさに今岩手県でも人口減少対策をする上で、県営住宅をいかに有効活用していくかということでこういう施策をされているとすれば、控除だけではなくて、やっぱりいろいろな面で支援することを含めて今後対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○**武田哲委員** 今軽石義則委員から質問がありましたが、子育てで一番お金がかかるのが高校生で、例えば子供が大学進学あるいは専門学校に行く辺りが一番お金がかかるのです。高校生までということですが、結局、子供が次の進学先を選ぶときに県営住宅から出なければならなくなってくると、子供の進学などにもさまざまブレーキになるような形にならないかというのがちょっと不安に思うのです。負の連鎖といいますか、収入によって子

供の進学を我慢するようなことにならないように、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○小野寺建築住宅課総括課長 子育てで支出がふえる年代ですけれども、高校生まではまず同居ということで、塾ですとか、当然学校の費用という形で支出はふえてくるかと思えます。また、高校生のお子様が進学によってうちを出るといふ形になるかと思うのですけれども、扶養されている場合は引き続き控除という形になりますので、基本的には世帯を別にしても、その世帯の収入がふえるというような算定をするということではありません。

今回の条例改正に当たりましては、高校進学率はほぼ 100%という形ですので、高校生までという形になっております。一方、大学進学率はまだ半数程度と聞いておりますので、その辺は公平性を見ながら引き続き研究をしてみたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 41 号県道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路環境課総括課長 議案（その 3）の 53 ページをお開き願います。議案第 41 号県道路線の廃止に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 4 ページをごらん願います。初めに、1、提案の趣旨ですが、東日本大震災津波に係る被災市街地復興土地地区画整理事業の進捗による道路網の再編などに伴い、県道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 7 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

次に、2、廃止路線の内容ですが、一般県道陸前高田停車場線は、主要停車場である J R 東日本の旧陸前高田駅と陸前高田市米崎町の国道 45 号とを連絡する道路ですが、路線の位置については 5 ページの図をごらん願います。図の中央の黒色の太い線が今回廃止しようとする一般県道陸前高田停車場線です。現在は土地地区画整理事業により宅地等になっており、その北側には商業施設や B R T 陸前高田駅が設けられたことによる新たな交通の流

れが発生したことから、この地域に整備された道路を主要地方道大船渡陸前高田線に編入しているなど、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた土地区画整理事業進捗に伴う道路網の再編などに伴い、陸前高田停車場線を廃止しようとするものです。

最後に、3、廃止年月日ですが、令和4年3月31日に廃止しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○水野下水環境課総括課長 現在県が策定を進めております岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画の素案につきまして、お手元に配付しております資料により御説明いたします。

まず、1、策定の趣旨であります。汚水処理事業の運営は、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化、職員数の減少により経営環境が厳しさを増していることや、国の関係4省からの計画策定の要請も踏まえ、本県における汚水処理事業の持続可能な事業運営を推進するための広域的な取り組み方針として策定するものであります。

次に、2、計画（素案）の概要であります。こちらにつきましてはA3判の資料1で御説明をいたします。資料1をお開き願います。最初に、左上のはじめににつきましては、先ほど御説明した策定の趣旨を記載しております。計画の位置づけにつきましては、汚水処理施設の整備目標や普及促進等を定めた県構想、いわて汚水処理ビジョン2017の一部となるものです。

次に、汚水処理事業の現状と課題をごらん願います。本県の汚水処理事業を取り巻く実情について、施設面、体制面、経営面から現状と課題を整理しております。施設面では、供用開始後20年以上経過した下水道や集落排水等の処理場数は半数以上であり、機械・電気設備を中心に標準耐用年数を超えて更新需要が到来し、修繕や改築更新への備えが課題となっています。

体制面では、多くの市町村において下水道職員数が減少傾向にあり、平成 22 年度から令和 2 年度の 10 年間で約 2 割減少しています。技術の継承や危機管理も含めた執行体制の確保が課題となっています。

経営面では、汚水処理に要した費用の使用料による回収の程度を示す経費回収率は、県平均で 82.6%と 100%を下回っており、全国平均の 96.9%よりも低い水準です。今後は、さらに人口減少に伴う使用料収入の減少を見据えた対応が課題となっています。

次に、右上の広域化・共同化の取り組み方針をごらん願います。汚水処理施設に対する改築更新需要が高まる中、人口減少等に伴う使用料収入の減少が見込まれるため、長期的な視野を持った取り組みが必要であり、将来にわたり持続的な運営が図られるよう、より効率的な施設計画、維持管理を実践していきます。

このため、取り組みの方向性としては、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化により、施設の有効活用を推進します。また、処理状況の維持管理の共同化、システム整備等の維持管理の共同化により、効率的な維持管理を推進します。さらに、人材育成などのソフト面の共同化により、組織力の低下への対応や技術の継承を確保します。

次に、広域化・共同化計画の具体的な取り組みをごらん願います。汚水処理施設の統廃合では、農業集落排水から公共下水道への接続や農業集落排水間の接続等を進め、処理場数を現状の 178 カ所から 109 カ所へと 69 カ所削減をする統廃合に取り組みます。

汚泥処理の共同化では、移動脱水車の共同運用や汚泥の集約運搬処理等に 4 グループで取り組みます。なお、ここでのグループは、取り組みを実施する市町村の組合せ数を示すものであります。

処理場等の維持管理の共同化では、処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同発注等に 3 グループで取り組みます。

システム整備等の維持管理の共同化では、管路・設備台帳システムやストックマネジメント計画の共同発注等に 6 グループで取り組みます。

ソフト面の共同化では、職員研修等の人材育成等に 8 グループで取り組みます。

スケジュールについてですが、各取り組みについては、短期、中期、長期の期間に分けて実施するものとし、中長期的な展望を見据えながら、統廃合箇所、グループごとに順次実施していくこととしております。

次に、進捗管理をごらん願います。計画の実現に向けましては、これまでの本計画の検討体制を活用して、県、市町村、関係機関が連携・協力の上、課題検討や調整をし、取り組みを展開していきます。また、取り組みの進捗状況を毎年度確認して計画の実効性を高めていくとともに、新たな取り組みが整理された場合は、必要に応じて計画に追加していきたいと考えております。

なお、本素案の作成に当たりましては、市町村や関係機関と連携しながら進めてきたところであり、各市町村の下水の担当課を通じて各市町村長に対しても御説明し、おおむね理解が得られたところです。

最後に、本計画の策定スケジュールについて御説明いたしますので、恐れ入りますが、初めにごらんいただいたA4判の説明資料にお戻り願います。3、これまでの策定経緯及び今後のスケジュールですが、本日の本委員会での説明後にパブリックコメントによる意見募集を行う予定としております。また、パブリックコメント後の最終案につきましては、改めて本委員会へ御報告することとしており、来年度中の計画策定を予定しております。以上で説明を終わります。

○小野寺建築住宅課総括課長 現在県が改定を進めております岩手県住宅マスタープランの最終案について、お手元に配付しております資料により説明させていただきます。

この計画の改訂につきましては、さきの9月定例会の本委員会におきまして計画素案を報告したところであり、その後パブリックコメントや市町村、有識者からの意見聴取結果を踏まえて、今般最終案を取りまとめたものです。初めに、1の計画の目的ですが、住生活基本法に基づく都道府県計画である岩手県住生活基本計画として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものです。

次に、2の改訂理由ですが、災害公営住宅整備の完了や社会情勢の変化、令和3年3月の全国計画の見直しなどを踏まえ改訂を行うものです。

次に、3の計画（最終案）の概要ですが、計画は第1章、はじめに、第2章、岩手県の地域特性と住宅事情、第3章、住宅政策の基本目標と基本方針、第4章、基本方針ごとの具体的な施策、第5章、計画の実現に向けた推進体制の整備の全5章で構成をしています。

次に、4の計画（素案）からの変更点です。（1）のパブリックコメント等の意見を反映した修正についてですが、昨年10月20日から11月19日まで実施したパブリックコメント、昨年10月と本年2月に開催した岩手県住宅政策推進会議及び岩手県住宅政策懇話会でいただいた御意見を反映し、素案を修正したところです。

①の意見等の提出・反映状況をごらんください。いただいた合計9件の御意見のうち、2件についてAの全部反映として素案の修正を行ったほか、Cの素案と趣旨同一の意見が3件ありました。

2ページにお進みください。②の意見を踏まえた修正内容の表にAの全部反映とした2件の意見を踏まえた修正内容を記載しています。詳しくはA3判の資料1、改訂（最終案）概要版で御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料1をお開き願います。まず、資料右上、第1章、はじめにのSDGsとの関係中、SDGsのアイコンをごらんください。枠で囲んだ17、パートナーシップで目標を達成しようを本計画に関係するSDGsゴールとして新たに追加しました。

次に、第4章、基本方針ごとの具体的な施策の基本方針6、公営住宅ストックの適正管理と有効活用が一番下の欄、県以外の主体に期待される取り組みのうち、市町村に期待される役割の下線部分について、素案におきましては、市町村に期待される取り組みを被災者支援センターの適切な運営としていたところ、市町村には災害公営住宅だけでなく一般公営住宅の地域コミュニティ活性化支援の役割も期待されることから、団地内コミュニ

ティーの活性化支援に修正したものです。

恐れ入りますが、初めにごらんいただきましたA4判の説明資料の2ページにお戻りください。(2)の国の脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等の方向性を踏まえた見直しをごらんください。こちらは、国の省エネ対策等の方向性を踏まえた素案からの修正点となります。まず、表のナンバー1ですが、第4章、具体的な施策の基本方針1、岩手の地域性を反映し、くらしの多様化に応える快適で安全な住宅の普及における施策中、①岩手の地域性を反映した岩手型住宅の普及と事例の周知に、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務化の動向を踏まえて、岩手型住宅ガイドラインの見直しを図ることを追加しました。

次に、ナンバー2ですが、同じく第4章の基本方針2、良好な住宅ストックの確保や円滑な流通の施策中、①リフォームによる質の高い住宅ストックの形成に、既存の住宅ストックにおける断熱化等の省エネ改修の推進を追加しました。

これらの修正を反映した計画最終案については、お手元に資料2、計画(最終案)をお配りさせていただいておりますが、詳細については説明を省略させていただきます。

最後に、5の計画の公表時期についてですが、3月中に計画を公表することとしています。以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小野寺建築住宅課総括課長 先ほどの軽石義則委員の質疑における子育て世帯の控除額についてですが、まず国で控除額については定められておまして、扶養親族の控除、扶養されているといった場合の控除ですけれども、1人につき38万円控除されます。また、特定扶養親族控除ということで、満16歳以上23歳未満の人で扶養親族控除の対象と認められている人につきましては、1人につき25万円控除となります。ですので、高校生から大学生までにつきましては、38万円と25万円を足した63万円が1人当たりの年間の控除額となります。

○佐藤ケイ子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 3月16日に地震が発生し、そして先日3月19日には暴風雪被害が発生して、県内も県土整備部にかかわるところが多く被災したのではないかと予想しておりますが、予算特別委員会の中でもある程度状況報告がありましたけれども、改めて地震における道路、河川、橋などを含めた被災状況はどうか、また19日の暴風雪による被害状況はどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○菅原道路環境課総括課長 先週発生いたしました地震、それから大雪等による被害状況

であります。

まず、3月16日の福島県沖の地震による道路関係施設等の被害の状況でありますけれども、大船渡市三陸町吉浜地内の県道におきまして倒木等が確認されたことから、全面通行どめの規制を行いまして、翌17日の午前11時に規制を解除したところでありますが、幸い人的、物的被害はありませんでした。

また、この地震によりまして、一関市中央町地内の県道において、約10メートルの区間で両側の歩道に段差が生じたほか、一関市山目地内の県除雪機械格納庫の外壁が約4平米ほど落下したという被害が確認されております。その他道路、橋梁等の施設等の被害は現時点で報告はありません。

次に、3月18日の岩手県沖の地震による被害状況であります。この地震によりまして、野田村安家地内の県道において、落石により全面通行どめの規制を行ったところであります。これにつきましては、翌19日の午前11時15分に規制を解除いたしました。これにつきましても人的な被害はありません。また、あわせまして道路、橋梁等の施設等の被害の報告は出ていないところであります。

さらに、3月19日の大雪、暴風雪等に伴います被害状況であります。金ケ崎町の永沢地内の県道において倒木が確認されたことから、全面通行どめの規制を行いまして、同日19日午後2時に規制を解除したところであります。

また、田野畑村切牛から島越地内の県道において、波浪による越波により全面通行どめの規制を行いまして、翌日の20日午前7時15分に規制を解除したところであります。いずれも人的、物的被害はありません。また、道路、橋梁等の施設等の被害については、現在のところ報告がないところであります。

○上澤河川課総括課長 河川の被害状況についてであります。河川につきましては地震発生後にパトロールをしまして、3月16日に発生した地震では、現在県が河川改修工事を行っている一関市磯田川において、市道藤ノ巻橋の架けかえに伴う橋梁下部工周辺の護岸の一部、アスファルト舗装工にはクラックが発生したことを確認しております。

そのほか3月18日の地震、そしてこの前の暴風雪でのその他の河川の被害はありませんでした。

○戸来砂防災課総括課長 3月19日の暴風雪によりまして、砂防の施設関係で1カ所被害が出ておりますので、御報告をさせていただきます。場所は、宮古市の判官地区の急傾斜地崩壊地点区域内ですけれども、こちらの林地から倒木がありまして、待ち受け式コンクリート張り工の待ち受けネットが6メートルほど1カ所損傷しています。また、斜面下の家屋の風呂場の屋根及び窓ガラスが損傷しています。

○軽石義則委員 それぞれ調査をして、被害はあったけれども、人命等の大きな被害は何もなかったということはよかったですのではないかと思います。ただやっぱり地震や暴風雪が連続して来ますと、県民の皆さんは心配なところがあると思います。そういう意味では、地震の後もいろいろ県の土木センター、現場を含めての人員だけでは、パトロールなどの

対応はなかなか難しいのではないかと考えているのですが、その場合はどのような体制でパトロールするのか。当然業者のお力も借りなければならぬと思っておりますが、その部分について実際どのような形で連携が図られたのか教えていただければと思います。

○菅原道路環境課総括課長 今回の地震、それから大雪等に伴いますパトロールの状況についての御質問であります。これらのパトロールにつきましては、軽石義則委員からお話しいただきましたとおり、16日の地震の際には県南広域振興局管内、あるいは一関土木センター管内におきましては、各建設業協会と災害時の道路パトロールと施設の点検等の協定を結んでおります。この協定に基づき施設等の点検等に御協力をいただいて、職員とともに施設等の点検をさせていただいたところでありまして。

○軽石義則委員 河川はどうですか。

○上澤河川課総括課長 河川につきましても、基本的にはこの協定に基づいて対応しておりますし、業者へ委託していますので、そういった方々のパトロールと職員のパトロールとをあわせて実施しているところでありまして。

○軽石義則委員 砂防施設はどうですか。

○戸来砂防災害課総括課長 砂防施設につきましては、代表的な砂防堰堤箇所、それから急傾斜地崩壊危険箇所につきまして、まず直営と、それから委託業者をお願いしまして点検をしております。

また、3月16日の地震で震度5強を観測した奥州市、一関市の県南方面につきましては、広範囲にわたるものですから、土砂災害等が発生していないかどうかというのは県の防災ヘリでの上空からの概略の調査等も実施したところでありまして。

○軽石義則委員 災害協定に基づいてそれぞれ連携を図って進めていただいているということのようでもありますので、全てそういう意味では連携を取っていかないといけないという状況にあることは、また改めて確認をいたしました。この時期の地震ですので、特に雪崩とか、そういう箇所も多分あるのではないかと考えているのですが、雪崩が発生して、通行どめにはならなかったのが大丈夫だとか、そういうところまでチェックはするのですか。

○菅原道路環境課総括課長 道路の雪崩の状況であります。道路パトロールの中で、目視でありますけれども、そういった雪崩のおそれがないかどうかという視点も加えながら、道路パトロールを通じて安全な通行等の確認をさせていただいております。

○軽石義則委員 特に国道107号は、今地層そのものが変動中ではないかと考えているのですが、先ほどの報告にはその部分はありませんでしたので、当然確認はされたものと思っております。そういう危険箇所をじっくりとといいますか、見た目は大丈夫でも実質的にはかなりダメージを受けているのではないかとということも想定されるのですけれども、人で点検することも大事ですが、今はドローンを活用することによって、安全を確保しながら正確な情報を入手できるというような手法もあると聞いております。暴風雪は晴れてからしかできないと思うのですけれども、ドローンの活用等も今回実践として、地震の後などは特に危険箇所をチェックするにはそういう方法も必要ではないかと思うのですが、その

部分はどうなっているのでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 雪崩等の発生状況であります。先ほど戸来砂防災課総括課長から答弁がありましたように、いわゆる県の防災ヘリでもこの箇所については上空からも確認しております。その結果、雪崩が発生している、道路に落ちているというような状況は確認されていなかったというところで、道路環境課としても報告を受けながら、安全の確認も加えて行っているところであります。

また、軽石義則委員がお話しのとおり、ドローンによる状況の調査も非常に有効な手段かと思えます。今後基本の状況等々を見ながら、施設の変状等判断しながら、必要な場合はそういった対応も考えていく必要があるものと考えております。

○軽石義則委員 今回の地震、雪害等では、ドローンの活用はしていないという認識でいいのか、それぞれ建設業界が独自にそういうものを活用してやっているのか、そういう報告はあるのですか。

○菅原道路環境課総括課長 今回の点検につきましては、ドローンの活用までには至っていないというところであります。

○軽石義則委員 各業界も今そこにいろいろな力を注いでやっているようですので、活用できるものはしっかり活用して、県もそういうパトロールの内容にして業務を委託するなり、連携するなりしていただくことが大事ではないかと思っておりますので、既に柔軟に対応されているとは思いますが、さらに意を用いていただければと思います。

雪害で倒木があったということで、除雪と倒木の撤去というのは、道路管理者として特にライフラインを確保しないと次の行動ができないということをこれまでも経験しているはずなのですが、その部分の連携というのは今回は課題なく進んだものでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 今回、倒木による通行どめ等が発生しておりますけれども、大きな課題等は発生しておりませんが、やはり山間部等に行きますと時間を要する、あるいは倒木を撤去するのにも業者の手配に若干時間を要するという部分というのは、どうしてもやむを得ない部分はあります。いずれ軽石義則委員からお話ありましたとおり、速やかな通行規制の解除に向けまして、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 ライフラインを担当する事業者からお聞きしますと、除雪と倒木撤去を同時にしながらライフラインの修理をするのは非常に労力が必要ですし、今事業者のマンパワーもかなり厳しくなっている環境もあって、ライフラインを守る皆さんとやはり優先的に連携を取らないと、道路が開通しない限り電気がつかないとか、電話が通じないとか、ガスが届かないとか、そういうことになっては直接的には県民の皆さんが苦勞するわけですので、今もやっているとは思いますが、ライフライン担当の事業者がやるのに合わせてやっていくというのではちょっと遅いのではないかと思います。

もっと言えば、倒木しないように事前に対策を取っていないと、結局は雪が降ったたびに同じようなことが発生しているような状況が見られますので、事前対策をしっかりと

ていただくことは大事だと思いますが、その部分の連携とか、対策の進め方はどうなっているのでしょうか。

○菅原道路環境課総括課長 倒木に対する事前対策でありますけれども、委員御指摘のように、これまでの本県の過去の大雪等を踏まえまして、降雪期前には業務委託等々を通じまして、倒木のおそれがある木、枝などにつきましては、可能な限り除去するよう努めてきたところであります。また、沿道では電線等もありますが、これらにつきましても電線管理者に連絡をしながら、万が一の緊急時の連絡体制も取りながら、対応してきたところであります。

いずれ委員御指摘のとおり、今後ともそういった対応につきましても、繰り返しになりますが、関係機関と連携しながら適切に対応してまいりたいと思いますし、今後も今回の雪等を踏まえて、そういったおそれのあるところは事前に処理するように努めてまいりたいと思います。

○軽石義則委員 それぞれぎりぎりのマンパワーの中で県も事業者も進んでおりますので、できることは分担することが大事だと思いますが、負担にならないように進めることと、一番は役割分担をきっちりしていくことがやはり大事だと思います。当然倒木の対応については、岩手県の森林を管理する部分でもいわての森林づくり県民税を有効に活用して進めることもできると思いますので、さらに他部との連携も加えて進めていただくようお願いして終わります。

○岩崎友一委員 日本海溝・千島海溝地震の関係でお伺いいたします。この関係は、復興防災部で概要は全部わかっていると思い予算特別委員会で取り上げたところ、津波浸水想定に関しては県土整備部だという話でありました。ただ、復興防災部にも言ったのですが、やはりこれは具体の部分は県土整備部で進めるにしても、概要であったり大体の情報というのは、やはり復興防災部で取りまとめるべきであるということは指摘をさせていただきました。ぜひ県土整備部でもそういった認識を持って、復興防災部はやはり司令塔といいますか、全体管理をする部署だと思いますので、復興防災部に言いましたけれども、県土整備部でもぜひそういった意味で共有はしっかり図っていただきたいと思います。

それで、質問に入りますけれども、まずこの津波の浸水想定に関して、3月末に公表ということになっております。3月末といたって、もう間もなくなのですけれども、公表の時期はいつになるのでしょうか。

○上澤河川課総括課長 県が作成している津波浸水想定公表の時期についてであります。現在沿岸市町村や国などの関係機関と最終調整を進めているところであります。今後津波防災技術専門委員会を開催して有識者の意見を伺った上で、今月末に公表する予定ということで今作業を進めております。

○岩崎友一委員 今月末というのは3月31日ということなのですか。末といっても、もう時間がないので、もしも具体的に決まっているのであれば、お示しいただければと思います。

○上澤河川課総括課長 先ほどもお話ししましたが、関係機関とまだまだ細かいところの調整が済んでいない部分がありまして、まだそういった調整があって、その上で専門委員会にかけて意見をいただいているというようなことができれば、具体的な公表予定日については現時点ではお示しはできませんが、いずれ3月中には公表するように取り組みを進めていきたいと思っております。

○岩崎友一委員 わかりました。そうすると、流れとしては今国と市町村と調整中で、最終的に第2回になりますか、岩手県津波防災技術専門委員会と最終調整をして3月末、今月中には公表すると。市町村との調整というのは具体的に、市町村の意向も酌んだりするのか。国との調整も含めて、こういった作業になるのでしょうか。

○上澤河川課総括課長 市町村との調整状況ですが、私どもが今進めている津波浸水想定は、最終的には最大のエリアと浸水深も公表するということになっていまして、市町村には具体的にこの箇所はつかるエリアになるのか、深さがどうなるのかといったところを確認していただいているところでありまして、国にはそういった調整を今やっていて今後手続を進めて公表していくというようなことを調整させていただいているところであります。

○岩崎友一委員 市町村とそういう調整を図っていただいていることに感謝をしたいと思います。

それで、確認なのですが、令和2年9月ですか、国から示されたばふつとした浸水想定が、津波で防潮堤を越水して防潮堤が壊れた場合と壊れない場合と2種類あるかと思うのですが、県が今回つくるものも同様に2種類という考え方でいいですか。

○上澤河川課総括課長 県が作成している津波浸水想定はどういったケースかというお話だったのですが、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて公表するのは最大クラスのエリアと水深で、そのときには防潮堤が、津波が来て越えればなくなる、そして、コンクリート構造物とかでも地震対策をされていないものは沈下するという、とにかく最大のリスクを示すものが法に基づいて公表するものであります。

ただ、令和2年に国から出された日本海溝・千島海溝地震の浸水想定公表に際しては、沿岸の首長から、やはり岩手県は東日本大震災津波以降、防潮堤や水門などいろいろな対策を進めることを前提として背後のまちづくりを進めてきた経緯があり、そういった整備してきた施設の効果をある程度反映させる必要があるのではないかとということで、令和2年のときには国に対して、防潮堤が壊れない場合のものを出すようにというようなこともあって、最終的に9月に公表になったわけなのですが、今私どももそういったこれまでの経緯を踏まえまして、防潮堤が壊れない場合も計算しておりまして、具体的に公表することに関しては今度の津波防災技術専門委員会の先生方からの意見を踏まえて、公表について検討していきたいと思っております。

というのは、一部の先生方からは、防潮堤を過信するあまり、それが避難のおくれにつながる。つまりそれを出すことが逆に変な安全マップになって地元の人たちに混乱を招く

のではないかと。であれば、もう逃げるための最大の材料として、それだけを出したほうがいいのではないかとということをおっしゃる先生方もおります。そういった意見もありますが、今回、壊れた場合の最大のものと津波が越えても壊れない場合の計算はしております。

○岩崎友一委員 国と同じように2種類の想定で今つくっていると。ただ、こういった形で公表するかは、専門委員会に諮った上で決めるということですね。これはおっしゃるとおりで難しいですね。市町村も安心、安全なまちづくりで整備をして、今回浸水想定が出ることによって、結局高台移転だったり、避難した先もまた浸水区域になるという難しさもありますし、ただ基本はやはり命を守ることが最優先だと思いますので、そこはぜひ留意をしていただきたいと思います。

確認ですけれども、震災後に例えばこれまで6.4メートルの防潮堤が12.8メートルになったり、地域によって14.何メートルになったりと防潮堤を高くしましたが、それを前提につくるということでもいいのかどうかと、あと例えば久慈市ですと今工事中の湾口防波堤はどういった形でお示しになるのか教えてください。

○上澤河川課総括課長 今私どもが公表しようとしているのは、令和2年度末時点の地形状況とか海底の状況、そして施設の整備状況を踏まえたもので計算しております。ですから湾口防波堤はまだ完成には至っていないので、そのほかの防潮堤もそうなのですが、令和2年度末時点の条件でもって計算はしております。ただし、防潮堤等が破堤しない場合につきましては、今現在まだ整備を進めている水門等や防潮堤があるのですが、それが完成したもので、それが津波を越えても壊れない場合にはどうなるかといったことで今計算しております。

○岩崎友一委員 わかりました。発表の仕方というのは、市町村によっても多分意見もいろいろあると思いますし、専門家でも分かれると思うのですが、先ほど申し上げたとおり命を守らなければならないので、変な慢心につながってしまって、津波が越水してまた犠牲者が出ることがないようにということが一番重要だと思いますので、よろしくお願いします。

それで、今後の対策についてでありますけれども、自由民主党の議員連盟で、日本海溝・千島海溝の関係で新たに特別措置法を今国会に提出する方向で動いているわけでありまして、基本的には南海トラフの特別措置法に準じる形というのがいろいろ報道されていたりするわけでありまして、それが例えば骨組みだとすると、肉づけがこれからいろいろ進んでいくわけでありまして、岩手県には岩手県の各市町村の事情もあると思いますので、基本的な部分は南海トラフというのはあるかもしれませんが、やはり県としても各市町村のこういった事業の補助制度をつくってほしいとか、そういった声を拾い上げてしっかりと議員連盟に届けるという作業は非常に重要だと思うのですが、その辺の考え方、今の取り組みの状況を教えていただきたいと思います。

○上澤河川課総括課長 市町村等への財政支援等の考え方ということですが、現在私どもは津波浸水想定浸水域、水深などを公表するというので、その作業を優先していると

ころでありまして、まだ今後、津波浸水想定設定後のさまざま市町村等で行われるであろうソフト、ハード対策等については、津波防災地域づくりに活用が可能な国の交付金制度という、ハザードマップの作成とか、防災拠点の整備などに充てられる支援事業が国で設けられております。今委員がおっしゃったように、国の動きも踏まえながら、いずれ今後市町村と連携しながら、具体的な部分でどういった支援の仕方とか、あるいは必要なもの等があるかどうかは議論していきたいと思っております。

○**岩崎友一委員** まずは県で浸水想定をしっかりとつくりたいと、市町村もハザードマップをつくれたい。ハザードマップをつくれたいということは、どういった補助が欲しいかというのを市町村も要望できないのはそのとおりだと思いますので、早い段階でしっかりと浸水想定を示してもらって、市町村もハザードマップをつくりながら、やはりこういった支援が必要だというのがあると思っております。

特に、今新しく建てかえている釜石市役所は、今回の津波浸水想定を待って、ハザードマップも含めながら、今のこの設計でいいのかどうかということでストップしている状況でありますし、また例えば市役所が避難タワーに認定されることによって国からの補助がもらえたりするのではないかと、さまざまな面からいろいろと市役所の建設が設計段階でストップしている状況でありますので、各地域でさまざまな声もあると思っておりますので、浸水想定を最優先にしながらも、終わった後にはしっかりと市町村と連携を図りながら、国にもしっかりと、対策、補助等の要望を届けてもらって、それぞれの地域がしっかりと次の対策を講じられるようにしていただきたいということをお願いして終わりたいと思っておりますが、先ほど軽石義則委員からありました先日の福島県沖の地震は、結構長くてまたかというような地震でありましたけれども、やはり地震、津波は待ってくれないので、忙しいかと思っておりますけれども、早急な対応をぜひよろしくお願いいたします。

○**工藤勝博委員** 私から2点お伺いいたします。

まず、宮古・室蘭フェリーが正式に休止ということですが、フェリーターミナルのこれからの管理運営についてお聞きしたいと思います。

○**加藤技監兼河川港湾担当技監兼港湾課総括課長** 宮古フェリーターミナルの今後の管理についてでありますけれども、現在県において管理運営を行っております。その中で、現在宮古港へのクルーズ船の寄港の際の歓迎行事等の拠点として活用するとともに、貸し会議室等の一般利用可能な施設を有するなど、宮古港におけるにぎわいの創出に係る拠点として活用しているところであります。

また、防災の観点からも、例えば災害発生時において、埠頭用地に勤務している方々が緊急避難する場所としての機能も有しているところであります。

○**工藤勝博委員** 震災復興の鳴り物入りで宮古・室蘭フェリーが就航したと思っておりますけれども、想定したより利用客が少なかったということで、わずか1年10カ月で休止ということになっておりますけれども、これらの施設も含めて県の維持費も相当あるのだらうと思っておりますが、それらを幾らかでも解消しないとせっかくの施設も全く無駄になる。今クルーズ

船の話もありました。コロナ禍前はかなり予定はあったのだと思いますけれども、クルーズ船がまだまだそこまでしょっちゅう来るわけではないと思うので、その辺の利用をしますよというのと、これからこういう方向で利用につなげますよというのと、ちょっと隔たりがあるような感じがしますが、その辺の思いはどうなのでしょう。

○加藤技監兼河川港湾担当技監兼港湾課総括課長 ただいま御質問いただいた件であります。まず宮古・室蘭フェリーの宮古港への寄港再開につきましては、引き続き関係機関等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っておりますが、一方で先ほどお話ししましたとおり、現在フェリーターミナルにつきましてはさまざまな活用をさせていただいております。ただ、御指摘のとおり、活用という点で今後も、クルーズ等の誘致や貸し会議室の利活用につきまして、関係機関等に引き続き積極的に活用いただけるような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○工藤勝博委員 そういう施設の利用に関して、私が思うには、地元の宮古市がいろいろな形でかかわるほうがはるかに利用価値が出てくるのではないかと思います。県の土木センターが一応管理しているというような状況ですけれども、地元の皆さんが気軽に、ではあそこの場所を使おうとか、あそこで何かやろうかということになるとすれば、地元の宮古市にお願いするほうが私ははるかにいいような感じがします。やはりいかに活用するかだと思うので、その辺も含めて今後のクルーズ船、あるいはフェリーが復活する見込みというのは、私がいろいろ聞いた範囲ではなかなか難しいのではないかと。川崎近海汽船株式会社が室蘭から宮古にフェリーを就航するという時点では、運転士の休憩時間をその部分ペイするからと言ったと思うのですが、今はフェリーに乗った時間は全部休憩時間になるという法改正もなされているので、なかなかそういう貨物物流では私は難しいのではないかなと思います。その辺も含めて、やっぱりある程度練り直しながらフェリーターミナルの活用を考えるべきではないかと思っておりますけれども、その辺もお聞きしたいと思います。

○加藤技監兼河川港湾担当技監兼港湾課総括課長 先ほど御指摘いただいた件ですが、今あるフェリーターミナルの活用という点でしっかり考えるべきではないかということにつきましては、先ほど委員御指摘のとおり、宮古市、特に地元でどう利活用されるかが大事だということはそのとおりだと思っております。現在貸し会議室につきまして、PR資料を作成いたしまして、県内の宮古市を初めとする商工事業者や教育機関につきましても広く配布するなど、今その利活用方策、あとそこにそういうものがあるということを知っておりますので、そういったものもしっかりアピールしながら、まずは地元に使ってもらえるようにしっかりと取り組みを進めていきたいと思っております。

○工藤勝博委員 せっかくの施設が活用されないとなると、やはり別な施設にもかなり影響してくると思うので、ぜひともその辺も考慮しながら運営してもらいたいと思っております。

2点目ですけれども、平成25年だったと思っておりますけれども、8月と9月に盛岡市、あるいは八幡平市もそうですけれども、ゲリラ豪雨で1級河川松川がかなり氾濫したというこ

とです。その復旧状況をお聞きしたいと思います。

○**上澤河川課総括課長** 平成 25 年 9 月等で被害に遭った松川の現状ですが、松川は上流が八幡平市、そして下流が盛岡市ということで、下流の東部につきましては今盛んに河川改修、河道の拡幅や築堤などやっております。そして、基本的に災害復旧、単独の公共土木施設、そういったもの等は終了していたところではありますが、抜本的な河川改修といったもの等については、今下流の盛岡市の松川で進めている状況であります。

○**工藤勝博委員** 激甚災害であれば、もっともっと早く整備が進んだと思いますけれども、松川は下流でどうしても水量が多くなったり、従来から氾濫する区域があるのですけれども、その辺の改修工事も早く進めてほしいと思います。

そしてまた、上流でもまだまだ改修が済んでいないところがたくさんあるわけです。それらのこれからの計画もお聞きしたいと思います。

○**上澤河川課総括課長** 松川につきましては、先ほどの下流の盛岡市については今河川改修ということなのですが、その上流の八幡平市の部分については山橋から下の橋、これは昭和 40 年代から平成の初期にかけて河川改修工事を実施しております。そして、その山橋より上流については砂防事業等で河川とか砂防ダムといったものを進めてきておりまして、委員御指摘のとおり、そこの一部が抜けている区間があります。その区間については現地の状況が水田や畑ということで、どうしても今すぐに何かをしなければならないというようなことまではっていないものですから、今そこに関しての河川計画は持っておりません。

○**工藤勝博委員** 今温暖化も含めて雨の降り方も大分違ってきます。その当方で時間当たり 48 ミリリットルだったか 50 ミリリットル以内だったと思いますけれども、今はもう時間当たり 100 ミリリットルとか、そういう豪雨が一気に来ます。特に松川も、岩手山、八幡平の山岳地帯からの水量が一気に出る河川ですので、災害があつてからの対応ではなく、年次計画を立てながら計画的にやっていただければと思います。

山側周辺の上流は大分前に河川改修が済んでいますけれども、その下流の各方面から雨水が集まって水量が余計にふえる地帯の未改修部分がまだまだ多いので、災害が出る前にぜひともお願いしたいと思います。

○**神崎浩之委員** 先ほど説明のあった汚水処理の広域化についてなのですが、人口が減少して、それから施設の老朽化ということで、国でも上水道も含めて広域化をなさいたいということだったので、広い県土でありますので、なかなか厳しいなと私も思っていたのです。今回こういう計画が出されましたけれども、これは基本的に処理施設ということで、下水処理場のような施設の共同化みたいなものか、それとも下水管も含めた広域化なのかということを確認させていただきたいです。

○**水野下水環境課総括課長** 今般策定を進めております岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画の中で、先ほどお話がありましたとおり、下水処理場でありますとか、農業集落排水の処理場といったものを共同で維持管理をしていくことを基本として決めていこうとし

ているものであります。さらに、例えば管渠の中にマンホールポンプというものがありまして、そういったものも共同化の中に含めて策定するという考えも当然あります。

具体的な共同化の範囲につきましては、これからそれぞれの市町村間、グループごとにどこまでを範囲としていくかということを中心に詰めていきながら、共同化に向けて進めていきたいと考えているところであります。

○**神崎浩之委員** 管の場合は上水道と違って圧力をかけられないのですよね。だから、結局落差で流していくので、下水事業は広域でできるのかと思っているのです。どのように、どういうエリアで、どういう地域で、どういうことがやっていけるのかなと思っていたのですが、このA3横の資料の右側に、汚水処理施設の統廃合ということで69施設、15市町村とか、あと下は4グループとか3グループとかと分かれていて、具体的に合併の範囲と言ったらちょっと言葉がきついかもしれませんが、具体的にどこまでオーソライズされているのか、具体的な市町村名があれば何となくイメージがつくので、教えていただきたいと思っております。

○**水野下水環境課総括課長** 今回の岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画の中の汚水処理施設の統廃合でありますとか、あと先ほどお話がありました維持管理の共同化等、こういった範囲で、どこを具体的にやるのかということにつきましては、お手元にお配りしております資料2、素案の中に記載をさせていただいております。資料2の素案の8ページをごらんください。8ページからは、汚水処理施設の統廃合について具体の箇所を掲載しております。左側に市町村名、例えば一番上のところだと、盛岡市の太田という農業集落排水が都南の流域下水道に接続するといったような形で掲載をして、これは該当する市町村を掲載しているものであります。

また、例えばでありますけれども、この資料の12ページをお開き願います。12ページには、処理場等の維持管理の共同化ということで三つのグループを掲載させていただいております。例えば一番上のところにつきましては、釜石市、遠野市、大槌町の3市町におきまして処理場等の維持管理を共同発注しましょうということで、さらにその右側には下水処理場あるいは農業集落排水、漁業集落排水処理場等、これらを共同でやりたいということで、これから素案として詰めていくものであります。

○**神崎浩之委員** そうすると、処理施設はいいのだけれども、管の関係が13ページのこういうエリアでいいのかなと思うのですが、さっき言ったように落差を利用しているので、エリアを越えた共同化というのは可能なのですか。

○**水野下水環境課総括課長** 管路も含めた処理場を全体的に接続するというところにつきましては、先ほどの資料の8ページの統廃合のところに掲載させていただいております。委員からお話がありましたとおり、下水道の集落排水は基本的には自然流下で下水道へ流して処理場に運んでおりますので、どうしても地形的な制約等も受けるものであります。特に今回69カ所を統廃合する計画で考えておりますけれども、これらは主に地形的に割と平坦でありまして、例えば下水道と集落排水の処理区が隣接していて、接続したほうが経

済的に安くなるといった条件が整う箇所が69カ所というところでもあります。一方、中山間地等におきまして、処理区が離れていたりしまして、接続するとかえって割高になるというケースももちろんありますので、そういったところは引き続きそれぞれの処理場で対応していくという考え方です。

○**神崎浩之委員** 料金体系などもいろいろ違ってくると思うのですが、今後例えば広域行政組合のような形でやるのか、それとも事業の連携のようなものでいくのか。例えばソフト面の共同化というのは何となくいいのですが、市町村がこうやって統合して事業を展開してどういう形にしていくのかというのと、また一関市も入っていますけれども県でもやっているのです。それとの関係というか、どのような感じでどう進めていくのかというところが見えていけば教えてください。

○**水野下水環境課総括課長** お話がありましたとおり、汚水処理事業は基本的には市町村が事業主体となっているものでありますので、それを共同化するに当たりまして、例えば核となる市町村が事業を集約するといった方法等、これから執行体制を整えながら具体的方法を検討していくという段階にあります。

また、流域下水道はもう既に供用しておりますので、流域下水道に関しては処理区単位を活用した形で行っていくという考え方です。

○**神崎浩之委員** 30年の計画で行っていくと思うので、いずれ人口減少、それから老朽化というのが本当に喫緊の課題だと思うので、うまい形に進めていってほしいと思います。あとは、一関市も含めて下水道料金というのは水道料金で算定しているのです。ただでさえまた水道料がどうのこうのとか、やはり市町村で広域化するというのは調整が結構大変だと思えますけれども、どんだんうまい形に進めていってほしいと思います。

○**武田哲委員** 私からも岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画について伺いたします。

今神崎浩之委員から大体のお話がありましたけれども、この中で管の更新について県内の市町村に伺うと、昔、古い管には屋根から伝って落ちる雨水まで下水に流すようにしていたりとか、要は不明水もかなり入っている。管自体が古いので、周りから湧き水なども入ってきて、不明水の割合というのがなかなか減らないというのがあるのですが、現在の不明水の割合というのはどれぐらいでしょうか。

○**水野下水環境課総括課長** 武田哲委員のお話にありましたとおり、管渠の老朽化に伴いまして、管の継ぎ目等から不明水が浸入してくる、地下水が入ってしまうということがふえる方向にあります。こちらにつきましては、管の老朽化の度合いや管渠の周辺の地盤の状況、あと先ほどお話がありました誤接続、本来は入ってはいけない雨水が入ってしまうというところも中にはある可能性もあります。そういったものからどれぐらいの不明水が入っているかというのはなかなか把握しづらいものがありますけれども、結果として下水処理場に大雨が降ったときに雨水がたくさん入ってくるという事象は大小ありますけれども、承知しています。

ですから、こういった不明水対策が老朽化に伴い必要になってきておりますので、通常の維持管理等の中でもそういった不明水の有無等も点検しておりますし、さらに公共下水道を実施する市町村におかれましては、不明水対策といったものも取り組んでいるところもありますので、そういったところで継続して対策している状況であります。

○**武田哲委員** これから古い管の更新をしていかなければならないと思うのですが、一番費用的にかかるのはいつごろと見越しているのでしょうか。要は、そこの処理費用と、その工事に携わる人間が技術的な面も含めて減っていくのではないかという予測をしている人たちもいるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○**水野下水環境課総括課長** 管渠につきましては、岩手県内では下水道の整備が本格的になってから20年、30年くらい経過しております、一般的な耐用年数にはまだ至っていない状況であります。ただ、あと20年等時間がたちますと老朽化がどんどん進んで、老朽化した管が増加していくという状況になります。ですから、現在のところ管渠の補修等を行っているのは部分的に傷んだところに限定されておりますけれども、今後そういったところはふえてくる可能性がある状況であります。

また、そういった管渠の維持管理等も含めまして、いずれ市町村とも連携しながら、こういった方法でやっていけばいいのか、お話がありました人の技術力の問題、担っていく人の問題等もありますので、さらに市町村と連携しながら対応していきたいと思っております。

○**武田哲委員** 20年、30年よりもっと古いものもあるのではないのでしょうか。昔の下水道は、本管自体も古く、家から本管につながることも段ボール、紙製のものもかなりあったのです。そういったものもあって、本当に急がなければならない。接続部分からいろいろなものも入っているし、たしか前に滝沢市で調べたときには、管の中が本当にひどい状況になっていて、そして周りの導入する部分の管も随分傷んでいて早急に対処しなければならないのだけれども、どうしても予算が確保できない。今の状況でいくと、各市町村の財政状況も大変になるし、そして人口減少も相まってくると、その改修費、そして更新費のところをしっかりと情報提供していかない限りは、そこで働く人たちも本当にこの仕事でやっていけるのだろうか、しっかりとお金が回収できるのか、そして例えば改修に係る費用も人が減っていくとそれぞれのキロメートル当たりの費用負担はふえていきますよね。そのところの見通しといったものをしっかりと示しながらこの広域化というものをやっていかないと、計画倒れになったりとか大変なことになると思います。そのところのスケジュールや計画はしっかりとつくっているのでしょうか。

○**水野下水環境課総括課長** 先ほどお話がありました老朽化した排水設備の中で、紙製の管を使っているところが一部地域でございまして、大分補修等に苦慮されているというお話を伺っております。全てのところでそういう事象が起きているわけではありませんけれども、やはり中にはそういった課題を抱えているところもありますので、そういうものにつきましては、市町村と改修方法について相談しながら進めていきたいと考えております。

○**武田哲委員** 岩手県内で見ると、下水道の雨水排水施設の整備率というのは、たしか岩泉町と大船渡市と、あと山田町ですか、そこはかなり高い位置にあります。県北地域だと雨水排水施設の整備率はかなり低いです。ほとんどゼロというところも、たしか昔の資料で見ると県北地域では12市町村が雨水排水処理施設がなかったりしてはいますが、やはりこれから地球温暖化、雨の降り方等変わってきてはいますが、県内の雨水排水処理施設の整備率についてはどのような見解をお持ちなのか伺いたします。

○**水野下水環境課総括課長** いわゆる内水対策ということで、下水道として内水排除ということをして事業として行っております。確かに委員お話しのとおり、例えば県北地域は整備率も少ないところがあります。例えば久慈市では、台風で浸水被害も生じておりました、現在雨水排水ポンプ場3カ所の整備を同時並行で進めている地域もあります。まず、その地域によって内水の被害の程度の違いがありまして、それに応じて今整備を進めているところ、また整備を行っていないところがあります。近年集中豪雨が実際に発生しておりますが、その一方で雨水施設はまだ整備が進んでいないところが大分ありますので、今後も市町村とともに整備を推進していきたいと考えております。

○**武田哲委員** いずれにしても、雨水の排水施設の整備率というのは、たしか県北地域で久慈市は確かにありますが、八幡平市とかその辺は昔の資料でゼロだったように記憶しています。本当におくれているなという感覚で見えていますし、そういったものとあわせて下水道整備というのはしっかりとやっていかないと、これからの気象変化に対応できない施設になっていくような気がしてならないので、管の更新プラス雨水の排水設備、それをしっかりと計画を立ててやっていかないと、施設の傷むのも早くなっていきますし、そして各生活にも影響が出てくると思いますので、しっかりと計画を立ててやっていただきたいと思えます。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思えます。調査項目については、一般県道大ケ生徳田線徳田橋架替事業についてとしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の

継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和4年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見きわめながら対応することとしたいと思います。

つきましては、調査実施の有無も含め当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。